

9月定例議会

平成29年9月定例議会は、9月5日に開会し、平成29年度一般会計補正予算など町長提出の議案11件を原案のとおり可決し、9月20日に閉会しました。

なお、平成28年度決算（7件）は決算特別委員会で閉会中に継続審査されることになりました。

主な町長提出議案

●教育委員会の委員の任命について
●教育委員会の委員の大塚哲章氏の任期が平成29年10月31日で満了となるため、同氏を再任命する案を提出し、

同意されました。

●平成29年度伊奈町一般会計補正予算（第2号）
●既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,606万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億8,361万8千円とするものです。

（その他の補正予算）

・平成29年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
・平成29年度伊奈町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

・平成29年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

・平成29年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第1号）
・平成29年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

●伊奈町行政手続条例の一部を改正する条例
●行政手続法が改正されたことに伴い、所要の改正をするものです。

●伊奈町職員定数条例の一部を改正する条例
●消防長の所管に属する職員の定数を増やし、消防業務の充実を図るため、所要の改正をするものです。

●伊奈町税条例等の一部を改正する条例
●地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正をするものです。

●伊奈消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
●消防団員の任用要件を改め、団員の確保を図るため、所要の改正をするものです。



風間 昭彦氏
(栄中央)

総務大臣表彰を受賞

風間氏は、平成19年に総務大臣から行政相談委員を委嘱され、10年間、町民と行政のパイプ役として各種相談の解決を図っています。このたびの受賞は、その功績が認められたものです。

STOP! 児童虐待

11月は児童虐待防止推進月間です

みんなで防ぐ児童虐待

通告義務の対象が拡大され、すべての国民の義務として「虐待を受けたと思われる」場合であれば、連絡（通告）が必要です。

児童虐待を防ぐためには、地域のみなさんの見守り・理解・協力が必要です。

児童虐待通告・相談先



- ・児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189（24時間365日）
- ・埼玉県中央児童相談所 ☎ 775-4152
- ・休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎ 779-1154
- ・伊奈町子育て支援課 ☎ 721-2111 ④ 2128

子どもを虐待から守るための5か条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）（通告は義務＝権利）
- ②「しつけのつもり…」は言い訳（子どもの立場で判断）
- ③ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行）
- ④親の立場より子どもの立場（子どもの命が最優先）
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではない）

児童虐待の件数は増加しており、子どもの生命が奪われる重大な事件が後を絶たない深刻な状態が続いています。

今、子育て中の人へ

子育ての悩みや家庭内でのストレス等、悩んだときは一人で抱えこまずに相談機関を利用しましょう。

子育ての悩みに関する相談先

- ・保健センター
☎ 720-5000
- ・伊奈町子育て支援センター
☎ 728-3482



国税徴収法では、督促状発送後10日を経過した日までに完納しないときは、

ご存じですか!?

滞納者の財産を 差押えなければならない

と定められています。

町を含めた県内63市町村と埼玉県では、10月から12月までを「滞納整理強化期間」と定め、「ストップ！滞納」を合言葉に滞納整理を集中的に行います。

滞納処分の流れ

1. 督促

納期限が過ぎても納付がない場合は、督促状を送付し納付を促します。

2. 催告

督促状を送付しても納付がない場合は、文書や電話で催告を行うことがあります。

3. 財産調査

督促や催告を行っても納付がない場合は、財産調査（給与、預貯金、生命保険、売掛金、不動産など）を開始します。調査は勤務先や金融機関、取引先などに対して行います。

4. 滞納処分

(財産差押・換価処分)

督促や催告をしたにもかかわらず完納もしくは完納見込みの立つ納税計画が示されない場合、または財産調査により一定の財産を発見した場合には、完納されている多くの方々との租税負担の公平性を考慮し、法律の規定に基づき財産（給与、預貯金、生命保険、売掛金、不動産など）の差押えを実施します。

STOP! 滞納

県・町職員による滞納整理

5月1日から上尾県税事務所職員の派遣を受け、県税事務所・町職員の合同チームを結成し、滞納整理を強化しています。

納期限内の納税が困難な方は、早めの相談を

災害、病気、失業、事業の休廃業や生活状況の変化など、やむを得ない事情があり、どうしても納期限内に納税ができない場合は、お早めにご相談ください。

町役場開庁時間に納税相談ができない方のために、毎月下旬に夜間納税相談窓口を、毎月最終日曜日に休日納税相談窓口を開設しています。

夜間納税相談 (～19時45分)

月 日
11月27日(月)
12月26日(火)
30年1月26日(金)
2月26日(月)
3月26日(月)

休日納税相談 (9時～16時)

月 日
11月26日(日)
12月24日(日)
30年1月28日(日)
2月25日(日)
3月25日(日)

※日程は変更となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

☎ 収税課徴収係 ☎ 2 1 4 3

町税等の納期のお知らせ 納付は納期限までにお忘れなく

納期限 11月30日(木)

- ① 固定資産税 **4期**
- ② 国民健康保険税 **5期**
- ③ 介護保険料 **5期**
- ④ 後期高齢者医療保険料 **5期**

納期限内の納付をお願いします。(年金天引きの方を除きます。)

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に同封されているほか、役場収税課・福祉課・保険医療課窓口にあります。通帳および通帳使用印をご持参のうえ、役場各窓口または取扱金融機関でお申し込みください。

※口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。
※(株)ゆうちょ銀行・郵便局の場合は、別指定の用紙で直接(株)ゆうちょ銀行・郵便局窓口にてお申し込みください。

口座振替領収のお知らせ

平成29年度から口座振替済通知書の発送を廃止しました。通帳への記帳により振替結果をご確認ください。

- ☎ ①② 収税課 ☎ 2 1 4 3 ☎ ③ 福祉課 ☎ 2 1 2 4
☎ ④ 保険医療課 ☎ 2 1 7 5